

第 I 編

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の解説

第 I 編 算定・報告・公表制度の解説

目 次

第 I 編 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の解説

1. 制度の概要 I -1

第 I 編 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の解説

1. 制度の概要

ここでは、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の背景及び概要を示します。

(1) 背景

平成 9 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）での京都議定書の採択を受け、我が国における地球温暖化対策の第一歩として、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」といいます。）が平成 10 年に制定・公布されました。

京都議定書が発効した平成 17 年には温対法が改正され、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」が導入されました。これは、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指したものです。

(2) 制度の概要

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、前述のとおり平成 17 年に改正された温対法に基づき平成 18 年 4 月から施行された制度です。本制度は、平成 20 年の温対法改正により一部が改正され、改正後の制度は平成 21 年 4 月から施行されています。

平成 20 年の改正（平成 21 年 4 月施行）における主な変更点は以下のとおりです。

- ① 特定事業所排出者は、事業者・フランチャイズチェーン単位で温室効果ガスの排出量を算定して報告する（特定事業所排出者が一定量以上の温室効果ガスを排出する事業所（以下「特定事業所」といいます。）を有する場合には、事業者・フランチャイズチェーン単位の排出量の内訳として、特定事業所の排出量を併せて報告する。）。
- ② 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に当たり、デフォルト値（0.000555t-CO₂/kWh）を廃止し、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて算出する。
- ③ 特定事業所排出者は、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）の報告に加え、調整後温室効果ガス排出量（特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガス排出量を、特定排出者が無効化した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガス排出量をいいます。）を報告する。

また、平成 25 年に温対法が、平成 27 年に地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」といいます。）が改正され、平成 27 年 4 月から主な変更点として以下のとおり施行されています。

第 I 編 算定・報告・公表制度の解説

- ① 温室効果ガスの種類に、三ふっ化窒素が追加された。また、ハイドロフルオロカーボン類及びパーフルオロカーボン類のうち、対象となるガスの種類が追加された。(平成 28 年度に報告する平成 27 年度排出量から算定・報告の対象)
- ② 地球温暖化係数が変更された。(平成 28 年度に報告する平成 27 年度排出量から算定・報告に適用)

なお、平成 27 年 5 月に温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。以下「報告命令」といいます。)が改正され(同月施行)、報告の方法として、インターネット上の電子報告システムを活用した報告が可能となっています。

また、令和 3 年 6 月に温対法が改正(令和 4 年 4 月施行)され、令和 4 年度に報告する令和 3 年度排出量から報告された排出量は開示手続きなく全て公表されることとなっています。

この制度の概要は、以下のとおりです。

- ① 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者(特定排出者。国又は地方公共団体を含む)は、毎年度、事業者ごとに、温室効果ガスの排出量等の報告事項を事業所管大臣に報告しなければならない。
- ② 事業所管大臣は、報告事項を環境大臣及び経済産業大臣に通知するとともに、報告された排出量を集計し、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。その際、特定排出者の権利利益を適切に保護する。
- ③ 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項を電子ファイルに記録するとともに、事業所管大臣から通知された排出量の集計結果を集計し、公表する。
- ④ 特定排出者は、公表される情報に対する理解の増進に資するため、排出量の報告に添えて、報告した排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。この情報は、環境大臣及び経済産業大臣が電子ファイルに記録し、公表する。
- ⑤ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネルギー法」といいます。)に基づく定期報告における二酸化炭素の排出量の報告は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量についての温対法に基づく報告とみなす。

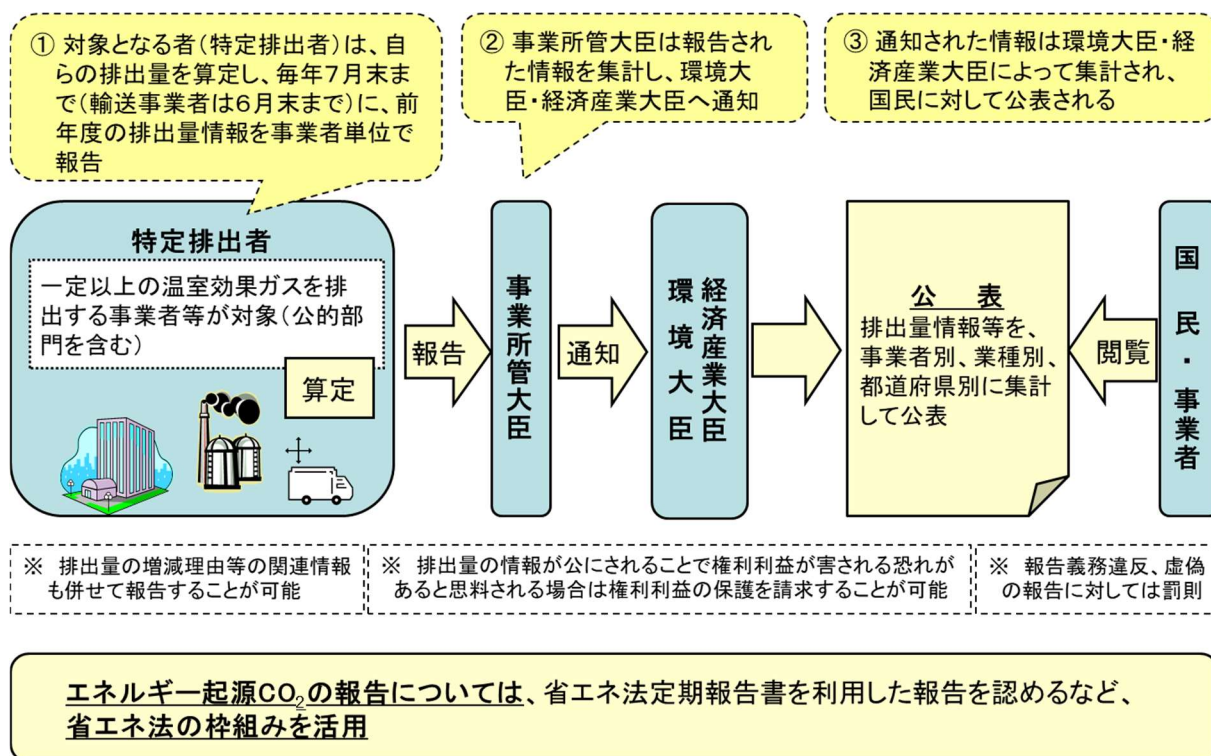


図 I - 1 - 1 算定・報告・公表制度の概要

(3) 権利利益の保護、排出量の公表等

特定排出者は、報告した温室効果ガスの排出量の情報が公にされることにより、自らの権利利益が害されるおそれがあると考えるときは、権利利益を保護するよう、報告の際に請求することができます。事業所管大臣は、権利利益の侵害についての審査を行い、請求を認めた場合には、これが逆算されない形で環境大臣及び経済産業大臣に通知します。

また、特定排出者は、希望する場合に、報告した排出量の増減の状況に関する情報その他の情報(関連情報)として、排出原単位、他者の排出量の削減に寄与する取組も含めた取組の実施状況、排出量の増減の原因等に関する特定排出者自身のコメント等の情報についても提供することができます。

環境大臣及び経済産業大臣においては、事業所管大臣において行った排出量の集計の結果を、特定事業所排出者及び特定輸送排出者の基礎排出量は事業者別及び業種別に、特定事業所排出者の調整後温室効果ガス排出量は事業者別に、特定事業所の基礎排出量は都道府県別に集計し、その結果を関連情報と併せて公表します。

(4) 他の制度との関係

報告の対象となる温室効果ガスは、後述のとおり二酸化炭素(エネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素)、メタン、一酸化二窒素及びいわゆる代替フロン等4ガス(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)です。このうちエネルギー起源二酸化炭素については、すべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が年間1,500kl以上となる事業者が報告対象となっており、これは、省エネルギー法に

基づきエネルギーの使用量等の定期報告を行う者と同一の要件となっています。このため、報告の負担に配慮して、省エネルギー法に基づく定期報告書を使用してエネルギー起源二酸化炭素の排出量を報告した場合には、温対法に基づく報告とみなされます。

また、排出量の報告については、民間事業者のみならず、国及び地方公共団体も要件を充たした場合には特定排出者として報告の義務があります。国及び地方公共団体については、算定・報告・公表制度とは別に、事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減のため、温対法第 20 条及び第 21 条に基づき政府実行計画及び地方公共団体実行計画を策定します。公的部門の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を把握するための実行計画の制度に比べ、官民の多量排出者からの排出量の報告・公表を求める算定・報告・公表制度においては、排出量の算定範囲が広く、算定方法・排出係数についてもより排出実態に即したきめ細かなものとなっているといった相違があります。

さらに、算定・報告・公表制度に基づく報告のほか、事業者にあつては、対策を推進するため、温対法第 36 条に基づき、単独に又は共同して、排出の量の削減等のための措置に関する定量的な目標を含む計画を策定し、計画の実施状況を公表することが期待されます。

HFC については、類似する制度としてフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」といいます。）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」があります。「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」では、管理する業務用冷凍空調機器からフロン類を相当程度多く漏えいする者（特定漏えい者）に対して、HFC を含むフロン類の算定漏えい量を国に報告することが義務付けています。算定・報告・公表制度とは、報告対象者や報告基準、算定対象の範囲、算定方法等、様々な相違があります。

(5) 雑則

温対法により排出量の報告を義務づけられた事業者が、報告を行わなかった場合あるいは虚偽の報告を行った場合は、温対法により 20 万円以下の過料が科せられます。なお、省エネルギー法による定期報告を行わなかった場合は 50 万円以下の罰金が科せられます。